

平成20年度第14回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年10月6日(月) 午前10時00分～午後0時38分
(午前11時15分から1時間15分中断)

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師
任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦
課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 3名

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(事務)、資格免許職(2回目))及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 平成20年鳥取県警察官採用試験(警察官B)の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 平成20年度鳥取県職員採用試験(身体障害者対象・高校卒業程度(一般事務・警察事務))の第1次試験合格者の決定について

議案第4号 職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第2号及び議案第3号を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度(事務)、資格免許職(2回目))及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
一般事務	2	50 (20)	43 (17)	6 (1)	86.0	21.5
警察事務	1	74 (36)	61 (31)	11 (5)	82.4	61.0
保育士	2	45 (34)	35 (26)	12 (9)	77.8	17.5
公立学校栄養職員	3	74 (68)	65 (60)	8 (6)	87.8	21.7
合計	8	243 (158)	204 (134)	37 (21)	84.0	25.5

※表中の（ ）は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月28日(日)
	試験会場	【鳥取会場】鳥取大学共通教育棟 【米子会場】鳥取大学医学部保健学科棟
	試験種目	【一般事務】教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 【警察事務】教養試験(多肢選択式) 【保育士・公立学校栄養職員】教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格発表	10月6日(月)
第2次試験	試験日	【一般事務・保育士・公立学校栄養職員】 11月4日(火)～6日(木)のうち指定する1日(予定) 【警察事務】 10月31日(金)(予定)
	試験会場	【一般事務・保育士・公立学校栄養職員】県庁会議室 【警察事務】警察本部庁舎会議室
	試験種目	【一般事務・保育士・公立学校栄養職員】 人物試験(集団討論及び個別面接) 【警察事務】 作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	11月21日(金)(予定)

※警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施する。

※一般事務、保育士及び公立学校栄養職員が第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点する。)

※一般事務、保育士及び公立学校栄養職員が第1次試験で実施する適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定する。)

【質疑】

委員

公立学校栄養職員とはどのような業務を行うのか。

事務局

給食センターや共同調理場で献立を作るなど、栄養士として栄養管理を行う。

(3) 議案第2号

平成20年鳥取県警察官採用試験(警察官B)の第1次試験合格者の決定について、事務局が

説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
警察官(男性)	22	113	95	52	84.1	4.1
警察官(女性)	2	18	18	7	100.0	9.0
合計	25	131	113	59	86.3	4.5

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月21日(日)
	試験会場	【鳥取会場】県庁講堂 【米子会場】鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	10月6日(月)
第2次試験	試験日	10月27日(月)～29日(水)(予定)
	試験会場	警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月21日(金)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施する。

【質疑】

委員

受験者の中には大学在学中の者がいるようだが、これは受験資格があるのか。

事務局

今年度末までに卒業見込みであれば受験資格はないが、例えば大学の3回生などであれば受験資格は満たしている。ただし、採用になった場合には大学は卒業できない。申込時に大学に在学中であれば個別に確認し、今年度末までに卒業の見込みのない者に限って受け付けている。

(4) 議案第3号

平成20年度鳥取県職員採用試験(身体障害者対象・高校卒業程度(一般事務・警察事務))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 実施結果

	採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
一般事務	3	9(6)	9(6)	6(4)	100.0	3.0
警察事務	1	3(1)	2(0)	1(0)	66.7	2.0
合計	4	12(7)	11(6)	7(4)	91.7	2.8

※表中の()は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月21日(日)
	試験会場	【鳥取会場】県庁講堂 【米子会場】鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	10月6日(月)
第2次試験	試験日	10月22日(水)(予定)
	試験会場	【一般事務】県庁会議室 【警察事務】警察本部庁舎会議室
	試験種目	【一般事務】作文試験、面接試験、適性検査 【警察事務】作文試験、面接試験、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	11月11日(火)(予定)

※警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施する。

(1) 議案第4号

職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について、事務局が説明し、原案を一部修正の上、決定した。

【説明】

今回の報告・勧告にあたっては、4月22日に職種別民間給与実態調査の実施について決定していただき、7月に最初の調査状況を報告して以降、8月から9月にかけて協議を行っていただいたところである。

本日の議案は前回9月30日に協議していただいた案を修正したもので、大部分は数値や表現を修正したり、空欄になっていた具体的な数値を記載したりしたもの。ただし、教員の給料表の一本化については勧告する方向で協議していたが、教育委員会事務局から要望があり、今回は勧告しないで報告のみにとどめることとした。

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成20年10月6日
鳥取県人事委員会

【本年の給与等報告・勧告のポイント】

○給与の改定

①月例給の引下げ(△3.2%)

・全給料表・全号給の引下げ(平成19年の国の俸給表に準じて改定し、その上で公民較差を考慮した引下げ率を乗じる)

②特別給(ボーナス)の支給月数の0.03月分引下げ(4.05月分→4.02月分)

③医師に対する初任給調整手当の引上げ

④教員給与の改定

・学校教育法の改正による新たな職の設置に伴う級の増設

1 給与決定の原則

地方公務員法第24条第3項は「職員の給与は、①生計費並びに②国及び③他の地方公共団体の職員並びに④民間事業の従事者の給与⑤その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定しており、これらの判断基準に沿って総合勘案した。

2 給与を取り巻く状況

(1) 民間事業所従業員の給与の状況

<月例給・特別給の比較>

区分	民間 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
月例給 (平成 20 年 4 月分)	345,493 円	357,057 円	△11,564 円 (△3.24%)
特別級 (平成 19 年 8 月～20 年 7 月)	4.02 月分	4.05 月分	△0.03 月分

(注) 月例給はラスパイレス方式による比較である。

(2) 国家公務員の給与の状況

人事院は、去る 8 月 11 日に、俸給表及び特別給は据え置き、医師に支給する初任給調整手当の引上げ、職員の勤務時間の短縮等を内容とする職員の給与等に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告並びに職員の勤務時間の改定に関する勧告を行った。

※ 本県においては、国と概ね類似の給与制度をとっており、国との給与水準の比較 (国公ラスパイレス指数) では、平成 19 年は 97.3 であった。

<国公ラスパイレス指数 (国=100)>

平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
102.6	102.6	97.6	97.3	95.7	95.5	96.5	97.3

(注) 平成 14 年以降、本県の給料は減額後の額で比較している。

(3) 他の地方公共団体の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、本県と概ね類似の給与制度をとっている。
- ・既に勧告を行った団体については、引上げることとした団体、据え置くこととした団体、引き下げるることとした団体と、地域の実情に応じた勧告内容となっており、人事院勧告に準じる団体は少ない。

(4) 生計費及びその他の事情

- ・勧告後の給与は生計費を充足している。
- ・民間における経済、雇用情勢等は引き続き厳しい状況にある。

3 勧告の考え方

県内民間の状況、国や他の地方公共団体の職員給与との均衡、職員の士気の確保、公務への有能な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案した。

4 勧告の内容

(1) 月例給について

①給料表

- ・平成 19 年の国の俸給表に準じて給料表を改定
- ・改定後の全給料表・全号給について、公民較差を考慮した引下げ率を乗じて引下げ (△3.5%)
- ・給与構造改革等による経過措置額についても同様に引下げ

②諸手当

- ・初任給調整手当 医療職給料表 (1) の適用を受ける医師及び歯科医師に対する手当の引上げ
- ・管理職手当 公民較差を考慮した引下げ率を乗じて引下げ (△3.5%)

(2) 特別給について

- ・期末手当の支給月数の 0.03 月分引下げ (2.60 月分→2.57 月分)
(6 月期: 1.20 月分→1.19 月分 12 月期: 1.40 月分→1.38 月分)

(3) 教員給与の改定について

- ・学校教育法の改正による新たな職の設置に伴う級の増設

(4) 職員の勤務時間の改定について

- ・職員の勤務時間を1日7時間45分、1週間38時間45分に改定

(5) 実施時期

- ・改正条例の公布日の属する月の翌月から実施。ただし、教員給与及び勤務時間の改定については平成21年4月1日から実施

5 主な提言事項

(1) 給与制度の見直し

- ・教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の速やかな一本化が必要
- ・昇給の在り方、給与水準について今後検討が必要
- ・義務教育等教員特別手当の廃止を含めた見直し
- ・教職調整額の在り方についての検討
- ・学校教育法に定める学校以外の機関に勤務する職員、文化財主事及び試験研究機関において研究業務に従事する職員における適用給料表の在り方についての検討

(2) 次世代育成の取組み・家庭生活の支援

- ・男性職員が育児休業を取得しやすいような環境の整備や次世代育成の取組み等が必要

(3) 時間外勤務の縮減対策

- ・勤務実態の把握のためのシステムを最大限に活用し、実効ある時間外勤務の縮減対策を講じることが必要

(4) 職員の健康保持

- ・心の健康の保持増進、早期対応といったメンタルヘルス対策に取り組むことが必要

(5) 公務員倫理

- ・職員一人ひとりが自覚し、高い使命感と倫理観を持って職務に当たることが必要

(6) 非常勤職員の処遇及び障害者の雇用

- ・職務の実態に見合った非常勤職員の処遇の検証
- ・任期付職員の活用の検討
- ・障害の程度に応じた勤務体系と処遇の在り方の検討

【質 疑】

事務局

今回の報告・勧告にあたっては、組合とも数回にわたり意見交換を行った。冷静に話し合うことができたことに感謝したい。事務局としては、意思形成過程のものをどこまで話してよいものか悩むところでもあったが、ある程度内容に踏み込んだことも話さないと意見交換にならない。意見交換の状況は随時報告してきたところだが、大きな争点としては、給与水準と教員の給料表の2点であった。

給与水準については、厳しい勧告だと思うが、総合的に勘案した結果、全国のいたる所で給与カットが行われている。人事委員会が実態に合った勧告を行わないために給与がカットされ、結果的に民間を下回るということにはしたくない。これまでの協議の中で「この状況が未来永劫続くものではない」という委員長の発言もあったように、勧告に当たっての考え方の中では「本年は」としている。また、初任給の改善については、「引き続き検討しなければならない」という御意見を踏まえ、報告の中に追加している。初任給を改善し、高齢層を引き下げるということになると、独自に給料表を作成しなければならないが、現時点では技術的に困難。しかし、引き続き検討しなければならない。

教員の給料表の一本化については、教育委員会の中で煮詰まっていなかったところもあり、今回は報告にとどめたい。

委員

前回9月30日に協議した内容と大きく異なるのは、教員の給料表の一本化。勧告をやめて報告にとどめるということだが、事が重大でもあり、自分としては報告で適切だと考えている。

委員

一本化は急だと言っているようだが、教育委員会はいつも遅い。もっときちんとしてもらいたい。

事務局

教育委員会は、事務局、小中学校、高等学校、特別支援学校というそれぞれの組織があり、なかなか意思統一ができない。こちらもそうした状況を理解した上で対応しているつもりだが、今回はまとまらなかった。

委員

ICカードの導入についても何年も前から言っているのに、未だに実行されない。

事務局

県立学校ではパソコンでの管理が始まるなど、前進はしているようである。

委員

教員の給料表の一本化については、報告ということでよいか。

委員

よい。

委員

よい。

委員

今回の勧告は、職員にとっては10年連続の引下げであり、苦渋の選択である。

民間準拠ということについて、国と同じということよりも民間との均衡を重視しているということ。昨今の民間の感覚からすれば公務員の給与は地域の民間の状況によるということが求められていると人事委員会は理解しているものであり、地方公務員法の趣旨を無視している訳ではない。厳しい内容だが、このように考えている。

若年層については、平成19年の国の俸給表に準じた給料表を適用して改善した上で引き下げている。まだまだ較差があり、引き続き検討が必要だ。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年10月16日（木）午前10時00分から開催することとした。